

東日本大震災における被災動物対応記録集



東日本大震災における被災動物対応記録集

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（以下「大震災」という。）では、人のみならず多くの動物も被災しました。被災地では地方自治体や地元獣医師会が中心となって、各地に現地動物救護本部等*（以下「救護本部」という。）を立ち上げ、被災ペットの救護活動を実施しました。一方、「緊急災害時動物救援本部*」が人材、物資、資金の面から支援したほか、被災地以外の自治体、民間団体、企業等も多方面から支援しました。また、福島県では、大震災に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、多くのペットが警戒区域内に取り残される事態となったことから、福島県と環境省が中心となって保護活動を続けてきました。保護したペットについては、福島県内のシェルターで飼養管理しながら、飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡を進めています。また、シェルターでの生活が長期に及んでいるペットもいます。

災害時の動物救護については、これまでも大規模災害が起こると救護本部が設置され、災害の種類、規模等に応じた活動が行われてきており、動物救護の考え方やノウハウが一つ一つ積み上げられてきました。しかしながら、今般の大震災は、かつてないほどの大規模な地震や津波が各地を襲い、被害は複数県にまたがるほど広域かつ甚大であったため、過去の事例のみでは対処できない困難も多々ありました。こうした中、自らも被災しながら動物救護にあたった自治体や関係団体等の方々の活動の記録を残すことは、今後自治体等が、地域の状況に応じた動物救護体制のあり方を検討する際の一助となるとともに、動物愛護管理推進計画の見直しを行う際の基礎資料となると考えています。

そこで、大震災による各地域での動物の被災状況や動物救護活動の情報を収集し、効果的だった対応や課題となった点を整理、分析することを目的に記録集を作成しました。災害対策を立てる上での一助としてご利用下さい。

*用語解説参照。



▲仙台市若林区を襲った津波



▲岩手県宮古市の様子



▲津波により孤立した荒浜小学校で救助を待つ地域住民



▲放浪状態となった犬



▲避難所の様子(中学校体育館)



▲車内で避難生活を送っている様子



▲避難所のペット飼養場所の様子



▲避難所の動物相談所の様子



▲仮設住宅で屋外飼養している様子



▲仮設住宅で屋内飼養している様子



▲訪問診療の様子

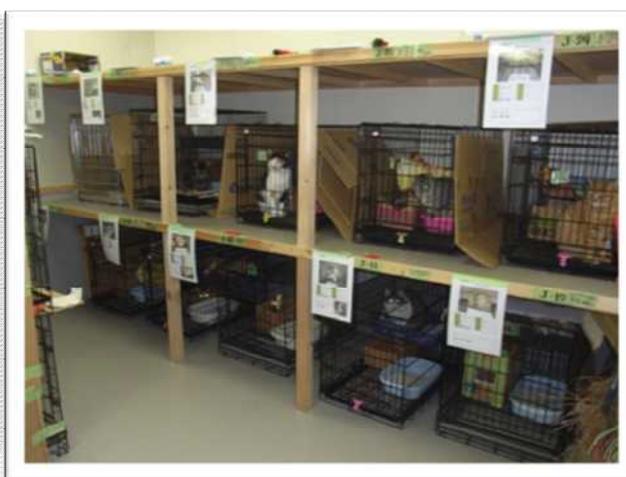


▲支援物資



▲動物救護施設の様子（既存施設）

▼動物救護施設の様子（新たに設置した施設）



▲譲渡会の様子

東日本大震災における被災動物対応記録集

<目次>

はじめに

1. 東日本大震災におけるペットの被災概況	3
(1) 東日本大震災の概要	3
①地震の概要	3
②被害の概要	5
(2) ペットの被災概況	12
①被災地のペットの被災概況	12
②動物病院の被災事例	13
(3) 動物救護に関する取組の概況	14
①災害に備えた動物救護体制の整備状況	15
②避難所におけるペット同行被災者の受け入れ状況	21
③仮設住宅におけるペットの飼養	21
④行政による放浪動物・負傷動物の保護活動	22
⑤飼い主からの一時預かり	22
⑥所有権放棄の状況	23
⑦不妊去勢措置の実施状況と助成制度の有無	24
⑧ワクチン接種等の実施状況と助成制度の有無	25
⑨所有者明示等の状況	26
⑩動物救護施設におけるマイクロチップの装着	27
⑪ボランティアの確保	27
⑫資金の確保	27
⑬普及・啓発活動	29
2. 各地の動物救護活動	33
(1) 被災地における動物救護活動	34
①青森県	34
②岩手県	41
③宮城県（仙台市を除く）	60
④仙台市	74
⑤福島県（郡山市、いわき市を除く）	86
⑥郡山市	107
⑦いわき市	113
⑧茨城県	122
⑨栃木県	129

⑩千葉県	136
(2) 被災地以外（または被災地周辺）における動物救護活動	145
①秋田県	145
②山形県	147
③新潟県	150
④埼玉県	158
⑤東京都	163
3. 警戒区域等における被災ペット救護活動	173
(1) 福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域	173
①避難指示区域等の設定により取り残された被災ペットの状況	173
②警戒区域内における被災ペットの保護活動	173
③保護したペットの収容	176
④住民によるペットの持ち出し	177
⑤民間団体による動物の保護を目的とした立入り	177
⑥人材の確保	178
⑦今後の災害に備えた動物救護対策の普及の重要性	178
(2) その他の警戒区域等	180
①岩手県	180
②仙台市	180
③千葉県	180
4. 動物救護活動を支えたもの	183
(1) 人的支援	183
①自治体が係る支援	183
②獣医師会が係る支援	183
③民間企業等が係る支援	186
(2) 支援物資等	187
①自治体による確保・受け入れ・配布	187
②獣医師会が係る支援	187
③民間企業等が係る支援	188
(3) 資金（義援金など）	189
①自治体による資金確保・義援金の募集・配布	189
②獣医師会が係る支援	189
③民間企業等が係る支援	190
(4) 緊急災害時動物救援本部における支援活動	191
①緊急災害時動物救援本部の動物救護活動	191
②ボランティア派遣等の人的支援	193
③支援物資の調達・提供	195
④義援金の募集・配分	197

5. その他	201
(1) 動物園・水族館の展示動物	201
①日本動物園水族館協会における対応の経緯	201
②被災した動物園・水族館数	203
③飼養施設に被害があった動物園・水族館	203
④展示動物に被害があった動物園・水族館	204
⑤展示動物の移送	205
⑥被災した動物園・水族館への支援	205
⑦今後の災害に備えて	206
(2) 産業動物	207
①国における産業動物への対応の経緯	207
②東北地方における飼料の供給	207
③福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域及び警戒区域等の対応	207
④青森県、岩手県、宮城県における畜産関係の被害状況	209
(3) その他	210
①犬及び猫以外のペット	210
②動物取扱業者(ペットショップ等多数の動物を飼養している業者)	210
③特定動物	211
6. 各地の被災ペット対策における対応事例・課題となった事例	215
(1) 同行避難の推進	215
①対応事例	215
②課題となった事例	216
(2) 避難所への受け入れ	217
①対応事例	217
②課題となった事例	219
(3) 仮設住宅における飼養	220
①対応事例	220
②課題となった事例	221
(4) 自治体と民間団体との連携	222
①対応事例	222
②課題となった事例	223
(5) 獣医師会の取組み	224
①対応事例	224
②課題となった事例	225
(6) 一時預かり	226
①対応事例	226
②課題となった事例	227

(7) 返還・譲渡	228
①対応事例	228
②課題となった事例	230
(8) 動物救護施設等における動物の飼養管理	231
①対応事例	231
②課題となった事例	234
(9) 情報収集、広報・普及啓発	235
①対応事例	235
②課題となった事例	236
(10) ボランティアについて	237
①対応事例	237
②課題となった事例	238
7. まとめ	241

【用語解説】

【同行避難】

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、避難することです。避難場所（避難所等）に避難した後のことまで言及するものではありません。

【飼養】

動物を養い育てることです。「飼育」と同じ意味ですが、本記録集では「飼養」に統一しました。

【現地動物救護本部】

災害発生時に、被災動物の救護等を目的として主に被災地に設置される組織です。多くは自治体、地方獣医師会、地域の動物愛護団体等により構成され、対外的な支援要請を行うと同時に、現地での被災ペットの救護活動、飼い主への支援活動等を行います。

【緊急災害時動物救援本部】

天災・人災など不測の緊急災害において、被災した動物の救護活動及び円滑な救護活動の確保を目的として設置されている広域組織です。（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会で構成され、各地の行政や獣医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら救援活動を行い、各組織を通じて、支援物資や義援金などを提供します。

【動物救護施設】

被災して放浪状態となり保護されたペットや、飼い主が被災して飼養が困難となり預けられたペットなどを一時的に飼養・管理する施設です。自治体の保健所や動物管理センター等の既存施設や災害の発生に伴って新たに設置した施設などを含みます。「シェルター」と呼ばれることもあります。本記録集では固有名詞として「シェルター」の用語が使用されている場合を除き、原則として「動物救護施設」を使用しています。

【所有者明示】

ペットに迷子札、鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着し、ペットが飼い主とはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定できる状態にすることです。したがって、飼い主の名前や連絡先等が記されていない首輪のみの装着は、所有者明示には含まれません。

【AIPO】

Animal ID Promotion Organization（動物ID普及推進会議）の略称。マイクロチップを利用した犬・猫等の家庭動物の個体識別を普及推進するため、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会の4団体によって構成された組織で、（公社）日本獣医師会がマイクロチップのデータベースの登録・管理を行っています。マイクロチップ自体には、15桁の数字が記録されているだけで、飼い主の住所・電話番号などの情報は入っていないため、マイクロチップを装着した場合には、飼い主のデータと照合するためのデータベースへの登録が必要となります。